

## 大阪市告示第1266号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、令和7年度地籍調査事業を実施するので、同法第7条及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第11条の規定により次のとおり公示する。

令和7年9月10日

大阪市長 横山英幸

1 国土調査として指定された年月日

令和7年8月6日

2 調査を実施する者の名称

大阪市

3 調査地域

大阪市此花区桜島3丁目の一部

4 調査期間

令和7年9月10日から令和8年3月31日まで

（建設局総務部測量明示課）